

令和3～7年度システム安全研究部門安全解析用  
並列計算機システムの貸借及び保守に係る一般  
競争入札説明書

〔全省庁共通電子調達システム対応〕

入 札 説 明 書  
入 札 心 得  
入 札 書 様 式  
電子入札案件の紙入札参加様式  
委 任 状 様 式  
予算決算及び会計令（抜粋）  
仕 様 書  
入 札 適 合 条 件  
契 約 書 （ 案 ）

令和3年7月

原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門

# 入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房技術基盤グループ  
システム安全研究部門

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和3年7月15日付け公告）に基づく入札については、関係法令及び原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

令和3～7年度システム安全研究部門安全解析用並列計算機システムの貸借及び保守

#### (2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

#### (3) 納入場所

仕様書による。

#### (4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

#### (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

#### (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

#### (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

#### (4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

#### (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

#### 4. 入札説明会の日時及び場所

令和3年7月26日(月) 15時00分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

- ※1 参加人数は、原則1社1名とする。
- ※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。
- ※3 本案件は入札説明会への参加を必須としない。

#### 5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

##### (1) 受領期限

令和3年8月26日(木) 12時00分

##### (2) 提出場所

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル16階

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ

技術基盤課契約係

##### (3) 提出方法

###### ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は、5.(1)の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること(同システムのデータ上限は10MBまで)。

###### イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は5.(1)の期限までに持参または郵送とする。郵送の場合は受け付けるが確実に届くよう、配達証明等で送付すること。なお、メールによる適合証明書の提出は受け付けない。

##### (4) その他

審査の結果は令和3年9月8日(水)までに電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。(審査結果通知書)

#### 6. 競争執行の日時、場所等

##### (1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和3年9月9日(木) 13時30分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁六本木ファーストビル18階入札会議室

##### (2) 入札書の提出方法

###### ア. 電子調達システムによる入札の場合

6.(1)の日時まで同システムにより入札を行うものとする。

###### イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5.(1)の日時まで5.(2)の場所へ持参又は郵送すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を6.(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

##### (3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書の作成の要否 要

11. 契約条項 契約書（案）による。

12. 支払の条件 契約書（案）による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地  
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 河原 雄介  
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

## 15. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において、速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

質問は、電話、FAX又はメールにて受け付ける。

担当：原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門 藤田 達也

電 話 : 03-5114-2223

F A X : 03-5114-2233

メールアドレス : nra.contact.018t.e4w@ks.nsr.go.jp

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

政府電子調達システム (GEPS)

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)

受付時間 平日9時00分～17時30分

(別 紙)

## 原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

### 1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1の書面による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載）及び「令和3年9月9日開札〔令和3～7年度システム安全研究部門安全解析用並列計算機システムの貸借及び保守〕の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出する。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

## 7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかななければならない。

## 8. 代理人等の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

## 9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

## 10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人等による入札又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

### 13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
  - ①工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
  - ②前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

### 14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

### 15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

### 16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。



(別 記)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地  
商 号 又 は 名 称  
代 表 者 役 職 ・ 氏 名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

## 記

- 1 入札件名 : 令和3～7年度システム安全研究部門安全解析用並列計算機システムの貸借及び保守
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

### 担当者等連絡先

部署名	:
責任者名	:
担当者名	:
T E L	:
F A X	:
E-mail	:

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地  
商 号 又 は 名 称  
代 表 者 役 職 ・ 氏 名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和3～7年度システム安全研究部門安全解析用並列計算機システムの貸借及び保守
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由  
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名 :  
責任者名 :  
担当者名 :  
TEL :  
FAX :  
E-mail :

# 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地  
(委任者) 商号又は名称  
代表者役職・氏名

代理人所在地  
(受任者) 所属(役職名)  
代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和3～7年度システム安全研究部門安全解析用並列計算機システムの貸借及び保守の入札に関する一切の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名 :  
責任者名 :  
担当者名 :  
TEL :  
FAX :  
E-mail :

# 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地  
(委任者)商号又は名称  
所属(役職名)  
代理人氏名

復代理人所在地  
(受任者)所属(役職名)  
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和3～7年度システム安全研究部門安全解析用並列計算機システムの貸借及び保守の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名 :  
責任者名 :  
担当者名 :  
TEL :  
FAX :  
E-mail :

(参 考)

## 予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和 3～7 年度  
システム安全研究部門安全解析用  
並列計算機システムの貸借及び保守

仕 様 書

原子力規制委員会原子力規制庁

## 目 次

1.	件名	3
2.	適用	3
3.	概要	3
4.	実施内容	3
5.	機器仕様	5
6.	実施工程	12
7.	実施場所	12
8.	実施責任者及び実施体制	12
9.	提出書類	12
10.	業務実施期間及び納入場所	13
11.	無償貸与品等	13
12.	検収条件	13
13.	情報セキュリティの確保	13
14.	品質管理	14
15.	その他	14



## 1. 件名

令和3～7年度システム安全研究部門安全解析用並列計算機システムの貸借及び保守

## 2. 適用

この仕様書は、原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が調達する上記の契約に関する仕様を規定するものである。

## 3. 概要

規制庁においてシステム安全研究部門の安全解析業務を行うための並列計算機システム（以下「本システム」という。）を調達・設置し、令和8年3月31日まで本システムを貸借及び保守する。

## 4. 実施内容

実施項目は以下の3項目である。

- (1) ハードウェア及びソフトウェアの貸借
- (2) 運用管理
- (3) 保守

上記業務の実施にあたっては、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（以下「標準ガイドライン」という。）（平成26年12月3日第58回各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、作業を実施すること。

〈参考〉政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai58/honbun.pdf>

本システムは、ハードウェア（メモリ分散型の並列計算機、共有ファイルサーバ、管理サーバ、ネットワーク装置一式など）と、それを使用するためのソフトウェア（オペレーティング・システム、コンパイラ、ツール群など）から構成する。本仕様書では、特に断りが無い場合、単位を1K=1,000、1M=1,000K、1G=1,000M、1T=1,000Gとする。ただし、主記憶装置の容量を示す場合については慣習から、1K=1,024、1M=1,024K、1G=1,024M、1T=1,024Gとする。

以下に、各項目について述べる。

### 4.1 ハードウェア及びソフトウェアの貸借

後述の「5. 本システムの要求仕様」を満たす本システム（ハードウェア及びソフトウェア）を令和8年3月31日まで貸借する。

### 4.2 運用管理

#### (1) 稼働時間、起動、停止

本システムは、定期的な保守作業や停電等のやむを得ないと判断される場合

を除いて1日24時間運転するものとする。また、停電時等で機器の電源を停止する必要がある場合、本システムの起動・停止作業を実施すること。

#### (2) 障害時の通報

本システムには、ハードウェア及びソフトウェアのエラーを出力するロギング機能を有すること。また、その内容に応じて規制庁担当職員に通報すること。

#### (3) マニュアル等の整備

上記作業や運用業務効率化の検討等に伴い、マニュアルの変更・更新が必要になった場合には、適宜対応すること。

### 4.3 保守

#### (1) 全体

- 障害対応等の対応を一元化して行う窓口を設置して運用・保守体制表を提出し、規制庁担当職員の承認を得ること。
- 前項で設置する窓口については、規制庁の執務時間（午前9時30分から午後6時15分まで）において、常時、規制庁担当職員から連絡が行える状態であること。
- 障害対応等を行うのに必要な知識・能力を有する者を確保すること。

#### (2) 保守業務の対象範囲

保守業務、障害対応等の対象範囲は、本システム（ハードウェア及びソフトウェア）全体である。ただし、ソフトウェアの保守の範囲については、後述の「5.3 ソフトウェア及び計算環境」で定める通りとする。

#### (3) 障害対応等

- ハードウェアの障害時には、その状況を速やかに確認し、必要に応じて当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を行うものとする。なお、やむを得ず行えない場合は、規制庁担当職員と協議の上、対処方法等を決定すること。
- ハードウェアの障害時における障害対応作業は、規制庁内にて行うこと。
- ハードディスク障害によりハードディスクを交換する場合、不良ハードディスクの取扱は別途、規制庁担当職員と協議の上、決定すること。
- ソフトウェアの障害時には、その状況を速やかに確認し、必要に応じて対応を行うこと。なお、やむを得ず行えない場合は、規制庁担当職員と協議の上、対処方法等を決定すること。
- 保守業務、障害対応等の作業終了後は、一週間以内に作業報告書を提出すること。

### 4.4 その他

- 本システムのハードウェア及びソフトウェアの運用等に関する技術的相談

に迅速に対応すること。

- UNIX 環境の代表的・一般的なソフトウェア及びフリーソフトウェアの移植・保守の支援を実施すること。
- 定期的な予防保守は、システム利用期間中、規制庁担当職員が立会可能な日時に 6 ヶ月に 1 回程度の割合で実施すること。

## 5. 本システムの要求仕様

本システムは、以下の仕様を満たすものとし、これらを継続して実現する上で必要な物品はケーブル等の付属品を含め提供すること。ただし、やむを得ず提供できない場合には、規制庁担当職員と協議の上、対処方法等を決定する。

### 5.1 本システムの概要

本システムは以下の構成とする。

ハードウェア (5.2 参照)

- |   |                 |        |
|---|-----------------|--------|
| ① | 管理ノード           | 1 台    |
| ② | 計算ノード           | 16 ノード |
| ③ | 管理スイッチ          | 1 台    |
| ④ | 10GbE スイッチ      | 2 台    |
| ⑤ | 無停電電源装置         | 1 式    |
| ⑥ | コンソール           | 1 式    |
| ⑦ | KVM             | 1 式    |
| ⑧ | コンパイラ           | 1 式    |
| ⑨ | ウィルスソフト         | 1 式    |
| ⑩ | 共有ストレージ         | 1 式    |
| ⑪ | 共有ファイルシステムストレージ | 1 式    |
| ⑫ | サーバラック          | 1 式    |
| ⑬ | その他             |        |

ソフトウェア (5.3 参照)

### 5.2 ハードウェア仕様詳細

#### ① 管理ノード

- (1) プロセッサは、Intel Xeon プロセッサ Silver 4210R (10Core, 2.4GHz, 13.75MB Cache) 相当以上の性能・機能を有すると判断されるものを 2 基以上搭載していること。
- (2) メモリは、3200MT/s DDR4 RDIMM 相当以上の性能・機能を有すると判断されるものを 4 枚、計 32GB 以上搭載していること。
- (3) データ領域として、15,000 回転の 300GB 以上の容量を持つ HDD を 2 本以上有すること。筐体前面から抜差しが可能であること。
- (4) RAID コントローラは 2GB 以上の不揮発性キャッシュメモリを有し、電源障害時の

データ消失から保護されていること。

- (5) 内蔵 HDD に対して、ハードウェアによる RAID1 を設定可能であること。
- (6) ネットワークインターフェースとして、1000BASE-T×2 ポート以上を有すること。
- (7) 電源ユニットはホットプラグが可能であり、2 基以上搭載すること。また、2 メートル以上の電源ケーブルを 2 本含むこと。
- (8) 筐体前面及び背面に、VGA ポート及び USB ポートを有すること。
- (9) 筐体は 1U 以内のラックマウントタイプとして、EIA 規格の 19 インチラックに搭載可能であること。
- (10) 障害検知機能を有し、ネットワーク経由での遠隔監視が可能であること。
- (11) IPMI2.0 に対応したリモート管理用コントローラを搭載し、OS の状態に依存せずにネットワーク経由でのサーバの管理/制御（電源管理、仮想コンソール/仮想メディア）が可能であること。また、専用のネットワークポートを有すること。
- (12) 筐体前面に、施錠可能なカバーを装着可能で、サービス状態や温度、マシン名を文字で表示可能な LCD パネルを有すること。
- (13) PCI Express スロットごとにファンの回転数を決められる機能を持つこと。
- (14) システムセキュリティの観点から、BIOS やフォームウェアについて意図しない又は悪意のある変更から保護するため、これらのバージョンアップや設定変更を禁止する機能を持つこと。
- (15) 筐体前面に、保守管理用情報が記載された引出し式のラベルパネルがあること。
- (16) VCCI 規格対応製品であること。

## ② 計算ノード

- (1) 2U に 4 ノードのサーバを集約可能な筐体であること。
- (2) 各ノードのプロセッサは、Intel 社製 Xeon Gold 6230 (20Core, 2.1GHz, 27.5MB Cache) 相当以上の性能・機能を有すると判断されるものを 2 基以上搭載していること。
- (3) 各ノードのメモリは、3200MT/s DDR4 RDIMM 相当以上の性能・機能を有すると判断されるものを 12 枚、計 192GB 以上搭載していること。
- (4) RAID コントローラは 2GB 以上の不揮発性キャッシュメモリを有し、電源障害時のデータ消失から保護されていること。
- (5) 内蔵 HDD に対して、ハードウェアによる RAID1 を設定可能であること。
- (6) 1 ノード当たり、2.5 インチ HDD が最大 6 本割り当て可能であること。
- (7) 各ノードのストレージはデータ領域として、15,000 回転の 300GB 以上の容量を持つ HDD を 2 本以上有すること。筐体前面から抜き差しが可能であること。
- (8) 各ノードに Boot drive を内蔵可能であること。
- (9) 各ノードのネットワークインターフェースは、10G SFP+×2 ポート以上を有すること。
- (10) 障害検知機能を有し、ネットワーク経由での遠隔監視が可能であること。

- (11) IPMI2.0 に対応したリモート管理用コントローラを搭載し、OS の状態に依存せずにネットワーク経由でのサーバの管理/制御（電源管理、仮想コンソール/仮想メディア）が可能であること。また、専用のネットワークポートを有すること。
- (12) PCI Express スロットごとにファンの回転数を決められる機能を持つこと。
- (13) システムセキュリティの観点から、BIOS やフォームウェアについて意図しないもしくは悪意のある変更から保護するため、これらのバージョンアップや設定変更を禁止する機能を持つこと。
- (14) 各ノードの背面に、保守管理用情報が記載された引出し式のラベルパネルがあること。
- (15) シャーシの前面にも、各ノードと同様にシャーシ管理用情報が記載された引出し式のラベルパネルがあること。
- (16) VCCI 規格対応製品であること。

### ③ 管理スイッチ

- (1) 1000BASE-T ポートを 48 以上及び 10G SFP+ポートを 4 以上有すること。
- (2) コンソールポートを 1 つ以上有すること。
- (3) ラックマウントキットはレール式でラックへ簡単に設置が可能なこと。
- (4) スイッチング容量が 176Gbps 以上であること
- (5) IEEE802.1d、IEEE802.1w 及び IEEE802.1s に準拠したスパンニングツリー機能を備えること。
- (6) IEEE802.3ad に準拠したリンクアグリゲーション機能を備えること。
- (7) VLAN 内並及び VLAN 間の通信に関わらず、L2、L3 及び L4 のアクセス制御機能を備えること。また、本機能を利用しても処理能力が要求性能を満たすこと。
- (8) 設定情報の更新及び動作状況の確認を行うために、ssh によるリモートログインが可能であること。
- (9) VCCI 規格対応製品であること。

### ④ 10GbE スイッチ

- (1) 10G SFP+ポートを 28 以上及び QSFP28 ポートを 2 以上有すること。
- (2) コンソールポートを 1 つ以上有すること。
- (3) ラックマウントキットはレール式でラックへ簡単に設置が可能なこと。
- (4) スイッチング容量が 960Gbps 以上であること
- (5) パケット処理能力が 720Mpps 以上であること
- (6) 電源はホットスワップ対応であり 1 筐体内で冗長化すること
- (7) 冷却ファンはホットスワップ対応であること。また、吸気の向きを前面又は背面で選択できること
- (8) IEEE802.1d、IEEE802.1w、及び IEEE802.1s に準拠したスパンニングツリー機能を備えること。
- (9) IEEE802.3ad に準拠したリンクアグリゲーション機能を備えること。

- (10) ポートベース VLAN 機能を備えること。IEEE802.1Q に準拠した VLAN タグ機能を備えること。
- (11) 仮想ルータ機能（1 つの筐体で複数の独立したルーティングテーブルを持つ機能）を搭載可能なこと。
- (12) VLAN 内及び VLAN 間の通信に関わらず、L2、L3 及び L4 のアクセス制御機能を備えること。また、本機能を利用しても処理能力が要求性能を満たすこと。
- (13) 設定情報の更新及び動作状況の確認を行うために、ssh によるリモートログインができること。
- (14) 運用中に本装置の全体を停止することなく、ファームウェア及び設定情報の変更が可能であること。
- (15) VCCI 規格対応製品であること。

#### ⑤ 無停電電源装置

- (1) 本システム用の無停電電源装置を 42U の 19 インチラックに搭載すること。
- (2) 規制庁にて準備する 200V 100A のブレーカを用いて導入する機器全ての電源を賄うこと。

#### ⑥ コンソール

- (1) 19 インチラックに搭載可能であること。
- (2) 1U サイズ以下であること。
- (3) 17 インチ以上のモニター、キーボード並びにポインティングデバイス又はタッチパッドを備えること。

#### ⑦ KVM

- (1) 19 インチラックに搭載可能であること。
- (2) サーバを切り替えて、コンソールと接続する機能を有すること。
- (3) 16 ポート有すること。

#### ⑧ コンパイラ

- (1) Intel oneAPI 2021 ベース & HPC ツールキット（マルチノード）2 コンカレント・ライセンス相当の製品を有すること。
- (2) 契約期間中のライセンスを有すること。

#### ⑨ ウィルスソフト

- (1) 規制庁にて保有する Trend Micro Apex Central で管理可能なウィルスソフトを全てのサーバ台数分有すること。
  - ・Linux (OS) の場合は、トレンドマイクロの SPLX を導入すること。
  - ・Windows (OS) の場合は、トレンドマイクロの SPNT を導入すること。
- (2) 契約期間中のライセンスを有すること。

## ⑩ 共有ストレージ

- (1) RAID コントローラは冗長されており、Active/Active で動作すること。
- (2) RAID コントローラは、16GB 以上のライトバックキャッシュを搭載すること。ライトバックキャッシュは、RAID コントローラ間でミラーリングされ、停電時にキャッシュデータを失わない機能を有すること。
- (3) RAID コントローラは、書込みの I/O パターンにより、キャッシュのライトバック/ライトスルーのモードを自動的に切り替える機能を有していること。シーケンシャルデータはキャッシュを介さず直接ディスクに書き込み、小さなランダムデータはキャッシュに書き込むことにより書込みの最適化及びキャッシュを有効利用が可能なこと。
- (4) RAID コントローラは、書込み時にチェックサムを付与し、読み込み時にチェックサムを使用してパリティ計算を行うことで、データ損失の検知・修復が可能なこと。本機能は読み込み時だけでなくバックグラウンドでも行えること。
- (5) RAID コントローラ当たり 2 ポート以上の 10G BASE-SR ポートを有すること。
- (6) 3.5 インチドライブを合計 90 本以上の搭載可能なこと。
- (7) 後述の共有ファイルシステムを構成後の実効容量が 450TB 以上であること。本領域は RAID6 (8D+2P) 相当で保護されていること。
- (8) 25 億以上の inode を管理可能なメタデータ保存領域を有すること。本領域は SSD で構成され、RAID6 (4D+2P) 相当で保護されていること。
- (9) HDD で構成される領域に関しては、RAID プール内の全てのドライブにスペア用領域を有すること。ドライブ障害が発生した際は、この領域に対してデータの再構築を行うことにより、再構築されたデータは複数のドライブに分散的に配置されること。
- (10) 1 本以上のホットスペアドライブを有し、スペア用領域に再構築されたデータはホットスペアドライブに自動的に再配置されること。データの再構築時にスペア領域の空き容量が不足している場合、本ホットスペアドライブに対し、データの再構築が可能であること。
- (11) Lustre メタデータサーバ (MDS) 及びオブジェクトストレージサーバ (OSS) 相当のファイルサービスを行うための仮想サーバが RAID コントローラ上で動作すること。
- (12) RAID コントローラの障害時にはファイルサービスがもう片方の RAID コントローラ上の仮想サーバに自動的に引き継がれること。
- (13) 電源ユニットは冗長化されており、活性交換が可能なこと。
- (14) ラック搭載時、4U 以下に収納できること。

## ⑪ 共有ファイルシステムストレージ

- (1) Lustre 相当の共有ファイルシステムであること。
- (2) クライアントからの I/O を複数 Lustre OSS にまたがり同時に処理可能なこと。

- (3) 複数クライアント及びプロセスからの同一ファイルに対するアクセスに対し排他制御を行うこと。
- (4) ファイルシステムへのアクセスに特殊な API が不要であり、POSIX API に準拠していること。
- (5) ファイルを配置するボリュームの数をユーザが任意に指定することができ、ファイルに応じて I/O 並列数を設定できること。
- (6) 共有ファイルシステム用クライアントソフトウェアを提供すること。なお、共有ファイルシステム用クライアントソフトウェアは Linux x86\_64 環境で利用可能であること。
- (7) ユーザ、グループ及びプロジェクト（ディレクトリ）に対して使用容量の制限が行えること。
- (8) クライアントがデータストレージに対しデータを書き込む際にチェックサムを付与し、データストレージがデータを受信時にチェックサムを使用してパリティ計算を行うことで各クライアントとデータストレージの通信において、データ損失が無いかを検知する機能を有すること。データに損失があった場合、各クライアントからデータの再送が行われること。

#### ⑫ サーバラック

- (1) 42U の 19 インチラックを有すること
- (2) 架台固定を実施すること。
- (3) 本調達で導入する全ての機器を搭載すること。

#### ⑬ その他

- (1) Linux OS を各サーバへインストールすること。
- (2) Intel コンパイラ及び Intel MPI の導入設定を行うこと
- (3) ジョブスケジューラの導入設定を行うこと。
- (4) ウィルスソフトの導入設定を行うこと。

### 5.3 ソフトウェア及び計算環境

以下の（ア）～（キ）に相当するソフトウェア及び計算環境を提供すること。なお、各ソフトウェアのバージョン等の詳細については、規制庁担当職員と別途協議の上で決定する。

#### （ア）オペレーティング・システム

オペレーティング・システムは Linux（CentOS 7 相当）とする。

#### （イ）C/C++コンパイラ

ANSI/ISO 9899 1990(1992) 上位水準が使用可能な商用（有償）C/C++コンパイラを導入すること。導入するコンパイラでは以下の機能が使用可能であることとする。

・MPI1.2 以上の MPI



- ・Open MP
- ・並列プログラム用プロファイラ
- ・擬似ベクトル計算用ライブラリ

MPI ライブラリは商用のソフトウェアを導入し、フローティングライセンスで同時に2名以上が利用できるようにすること。数値計算ライブラリについては(エ)参照。

#### (ウ) FORTRAN コンパイラ

商用(有償)Fortran2003相当以上のコンパイラを導入すること。導入するコンパイラは以下の機能が使用可能であることとする。

- ・MPI1.2以上のMPI
- ・Open MP
- ・並列プログラム用プロファイラ
- ・擬似ベクトル計算用ライブラリ

MPI ライブラリは商用のソフトウェアを導入し、フローティングライセンスで同時に2名以上が利用できるようにすること。数値計算ライブラリについては(エ)参照。

#### (エ) 数値計算ライブラリ

本システムには、並列化された以下の機能を提供できる商用のソフトウェアを導入し、フローティングライセンスで同時に2名以上が利用できるようにすること。

- ・高速フーリエ変換
- ・擬似乱数発生
- ・基本行列演算
- ・連立一次方程式の解法

また、並列化されたBLAS、LAPACK及びScaLAPACKが利用可能であること。

#### (オ) 並列実行環境

本システム上で、導入機器に最適化されたMPI1.2以上の並列実行環境を提供すること。

#### (カ) ジョブ管理機能

本システムを複数ユーザ・複数ジョブで効率よく使用するために以下に述べるジョブ管理機能を提供すること。

- ・ジョブの割り当てとジョブ・キューイング機能を提供すること。具体的には、ジョブを投入する時に並列度を指定するのみで、本システム内の適切な数のコアを割り当て、ジョブを実行する機能を提供すること。また、ジョブ実行するための適切な数のコアが不足している場合、そのコア数が使用可能になるまで実行を待ち、可能な段階で自動的にそのジョブを実行するための機能を提供すること。キューは、実行数制限、実行時間制限、コア数制限、メモリ制限、実行プログラム制限、実行ホスト制限、優先度の属性を持つものとし、それらの属性値により複数のキューを作成できること。

- ・ジョブ操作機能として、ユーザにジョブ確認、投入、キャンセルを行うためのコマンドライン・インタフェースを提供すること。キャンセルについては、自ユーザのジョブのみ可能であること。
- ・ジョブ履歴出力機能として、CPU 消費時間に基づく使用率を月別に出力できる機能を提供すること。
- ・解析ジョブの投入、実行状況の確認などを簡単に行うためのツールを提供すること。(シェルスクリプト等で構築して良い。)

(キ) その他

グラフ作成ソフトウェア (ngraph 及び gnuplot)、Python 開発環境及び標準ライブラリなど、規制庁担当職員が指定するものを提供すること。

6. 実施工程

項目 \ 年度	令和 3 年度		令和 7 年度
(1)ハードウェア及びソフトウェアの貸借			
(2)運用管理			
(3)保守			

7. 実施場所

担当職員が指定する場所とする。

8. 実施責任者及び実施体制

以下の実施責任者を含む実施体制を品質計画書 (14. 参照) に示すこと。

- ・発注者側：規制庁長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門
- ・受注者側：本作業を統括する実施責任者 (役職、氏名を明示すること。)

あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金 50 万円未満の下請負業務、及び印刷費、会場借料、翻訳費その他これに類するもの (以下「軽微なもの」という。) を除く。

9. 提出書類

提出書類	提出部数	承認	提出期日
品質計画書	1	要	契約締結後 1 週間以内 14. 品質管理参照
下請負届	1	—	契約締結後 1 週間以内 該当しない場合は省略できる
打合せ議事録	1	—	打合せ後 1 週間以内

作業報告書	1	—	運用管理及び保守作業を実施した場合 実施後1週間以内
「標準ガイドライン」に基づく ODB 登録用シート一式	1	—	規制庁担当職員の依頼に基づき適時提出すること
ストレージ内のデータ消去証明書及び保証書	1	—	ハードウェアの撤去・廃棄納期時

## 10. 業務実施期間及び納入場所

### 10.1 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 10.2 納入場所

規制庁担当職員が指定する場所とする。

## 11. 無償貸与品等

(1) 作業用の机及び椅子（ハードウェアの設置及び保守時）

(2) その他作業実施上必要と認められるもの

なお、無償貸与品は、それぞれの作業終了後速やかに返却すること。

## 12. 検収条件

納入品目及びその内容について、発注者側の実施責任者が指名した者が、本仕様書及び関係書類に基づき検査を行い、その結果を実施責任者が、本仕様書に定めたとおりの作業が行われたと認めたことをもって、検収とする。

## 13. 情報セキュリティの確保

受注者は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について規制庁担当職員に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、規制庁担当職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
- (3) 本業務において受注者が作成する情報については、規制庁担当職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて規制庁担当職員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 受注者は、規制庁担当職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において受注者が作成した情報についても、規制庁担当職員からの指示に応じて

適切に廃棄すること。

- (6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー：  
<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

#### 14. 品質管理

以下の要求事項を含む品質計画書を提出すること。

##### (1) 実施体制及び品質管理体制

受注業務に対する品質確保のための、十分な体制が構築されていること。

- ・ 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- ・ 実施責任体制が明確になっていること(実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。)

##### (2) 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための具体的な作業(チェック時期及びチェック内容)が明確にされていること。特に次の項目は含めること。

- ・ 導入するハードウェアのうち、JIS等の国内規格、ISO等の国際規格に定めのある製品については、当該規格に準拠していること。
- ・ 導入するハードウェアに欠陥が無いこと。
- ・ 本システムを操作する際は、操作ミス等及びこれによる障害発生を防ぐこと。
- ・ 運用管理及び保守に関する連絡体制を確保すること。

##### (3) 担当者の技術能力

- ・ 業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

##### (4) 不適合管理

- ・ 不適合発生時には、契約請求者に速やかに報告し、適切な管理方法が明確にされていること。

##### (5) 工程管理

- ・ 進捗状況等の工程管理が明確にされていること。
- ・ 期限までに作業が完了する工程であること。
- ・ 各作業工程が明示され、必要に応じてホールドポイント等が明示されていること。

#### 15. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事項が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、規制庁担当職員と速やかに協議をし、その指示に従うこと。
- (2) 作業責任者は、規制庁担当職員と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ業務において良好な信頼関係が保てること。
- (3) 業務上不明な事項が生じた場合は、規制庁担当職員に確認の上、その指示に従

- うこと。
- (4) 常に、規制庁担当職員との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
  - (5) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、規制庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用にすることは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
  - (6) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な事項を講ずること。

## 入札適合条件

令和3～7年度システム安全研究部門安全解析用並列計算機システムの貸借及び保守を実施するに当たり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 担当者が、原子力規制庁の担当者と日本語による意思の疎通ができること。
- (4) 本事業が関係する①軽水型原子力発電所の許認可（検査、命令、確認及び報告徴収等）の対象となる事業者（原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）、②当該許認可（検査、命令、確認及び報告徴収等）が対象とする原子炉施設の開発、設計及び製造に関わる事業者、又は①②の子会社（親会社の出資比率が50%を超える被支配会社）若しくは団体（運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が①②の者である団体）でないこと、又はそれらのものから本事業に関する業務を受注していないこと。
- (5) 調達するハードウェア及びソフトウェアが仕様書に記載された機能を満足することを証明するため、別途示す様式にしたがって、「機能証明書」を添付すること。
- (6) 作業内容に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。
  - ①納期内の作業配分に無理のない作業スケジュールを立て、示すこと。
  - ②実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。
  - ③実施項目ごとに、付表1に示す各技術者区分に該当する担当者の作業量（人時間数）を、その算出根拠と共に示すこと。ただし、担当者は付表1に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。
  - ④各担当者の月別作業量（人時間数）を示すこと。

付表1 技術者の適用業務区分

技術者区分	適用業務
区分A	1 極めて高度な体系的・理論的専門知識と実務経験を有し、広範囲に亘る業務の統括、調整を行う職務（部長、プロジェクトマネージャー相当職） 2 極めて高度な体系的・理論的専門知識と実務経験に基づき、特に重要な業務を自ら担当し、もしくは下位者を指導し実施する。
区分B	高度な専門知識と実務経験を有し、上位者の概括的な指示により、より複雑、困難な業務を独立して遂行し、若しくは下位者を指導し実施する。

区分C	固有の専門知識と実務経験を有し、上位者の指示の下に独立して業務を遂行する。
-----	---------------------------------------

(7) 実施体制に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。

- ① 本事業を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記(6)で求める“担当者”もこの記号で示すこと。
- ② 本事業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴(注1)、卒業年度、入社年度及び実務経験(特に本事業に関連する実務の経験)(注2)等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、①の記号で示すこと。
 

(注1) 高校、専門学校、大学、修士及び博士の別を記載する。学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。

(注2) 作業件名(固有名詞は除く)、受注年度、受注者の区別(国/地方公共団体/民間会社)及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行(コード名を記載すること。)等のように具体的な内容を記載すること。
- ③ 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門が独立していることを明確に示すこと。また、本事業にかかわる品質管理の具体的な方法(本事業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等)を示すこと。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の(1)から(7)までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等(添付資料を含む。)は、正1部を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和3年8月25日(水)12:00までに電子メール又は文書(FAXも可)で、下記の原子力規制庁長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門に提出すること。

適合証明書等提出先:

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課契約係  
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル16階  
TEL: 03-5114-2222 FAX: 03-5114-2232

質問提出先:

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門  
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル15階  
担当: 藤田 達也 (nra.contact.018t.e4w@ks.nsr.go.jp)  
TEL: 03-5114-2223 FAX: 03-5114-2233

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

「令和3～7年度システム安全研究部門安全解析用並列計算機システムの貸借及び保守」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :



## 適合証明書

件名：令和3～7年度システム安全研究部門安全解析用並列計算機システムの  
貸借及び保守

商号又は名称：

条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
(1) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。		
(2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。		
(3) 担当者が、原子力規制庁の担当者と日本語による意思の疎通ができること。		
(4) 本事業が関係する①軽水型原子力発電所の許認可（検査、命令、確認工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）、②当該許認可（検査、命令、確認及び報告徴収等）が対象とする原子炉施設の開発、設計及び製造に関わる事業者、又は①②の子会社（親会社の出資比率が50%を超える被支配会社）若しくは団体（運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が①②の者である団体）でないこと、又はそれらのものから本事業に関する業務を受注していないこと。		
(5) 調達するハードウェア及びソフトウェアが仕様書に記載された機能を満足することを証明するため、別途示す様式にしたがって、「機能証明書」を添付すること。		
(6) 作業内容に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。 ①納期内の作業配分に無理のない作業スケジュールを立て、示すこと。 ②実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。 ③実施項目ごとに、付表1に示す各技術者区分に該当する担当者の作業量（人時間数）を、その算出根拠と共に示すこと。ただし、担当者は付表1に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。 ④各担当者の月別作業量（人時間数）を示すこと。		
(7) 実施体制に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。 ①本事業を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記（5）で求める“能力を有する技術者”及び上記（6）で求める“担当者”もこの記号で示すこと。 ②本事業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴（注1）、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本事業に関		

<p>連する実務の経験）（注2）等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、①の記号で示すこと。</p> <p>（注1）高校、専門学校、大学、修士及び博士の別を記載する。学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。</p> <p>（注2）作業件名（固有名詞は除く）、受注年度、受注者の区別（国／地方公共団体／民間会社）及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行（コード名を記載すること。）等のように具体的な内容を記載すること。</p> <p>③社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門が独立していることを明確に示すこと。また、本事業にかかわる品質管理の具体的な方法（本事業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。</p>	
---	--

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

担当者名 :

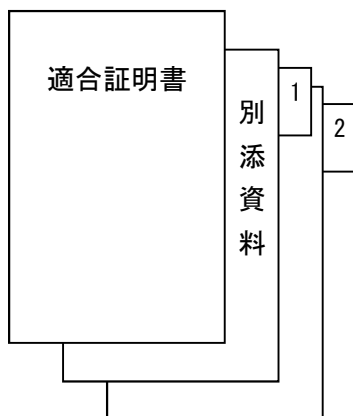
電話番号 :

FAX 番号 :

E-Mail :

## 記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。  
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

回答業者名：

(業者名を記載すること)

仕様	回答	コメント	添付資料
<p>5. 本システムの要求仕様</p> <p>本システムは、以下の仕様を満たすものとし、これらを継続して実現する上で必要な物品はケーブル等の付属品を含め提供すること。ただし、やむを得ず提供できない場合には、規制庁担当職員と協議の上、対処方法等を決定する。</p>	○ or ×		
5.1 本システムの概要			
<p>本システムは以下の構成とする。</p> <p>ハードウェア (5.2参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 管理ノード 1台</li> <li>② 計算ノード 16ノード</li> <li>③ 管理スイッチ 1台</li> <li>④ 10GbEスイッチ 2台</li> <li>⑤ 無停電電源装置 1式</li> <li>⑥ コンソール 1式</li> <li>⑦ KVM 1式</li> <li>⑧ コンパイラ 1式</li> <li>⑨ ウィルスソフト 1式</li> <li>⑩ 共有ストレージ 1式</li> <li>⑪ 共有ファイルシステムストレージ 1式</li> <li>⑫ サーバラック 1式</li> <li>⑬ その他</li> </ul> <p>ソフトウェア (5.3参照)</p>	/	/	/
5.2 ハードウェア仕様詳細			
① 管理ノード			
(1) プロセッサは、Intel Xeonプロセッサ Silver 4210R (10Core, 2.4GHz, 13.75MB Cache)相当以上の性能・機能を有すると判断されるものを2基以上搭載していること。	○ or ×		
(2) メモリは、3200MT/s DDR4 RDIMM相当以上の性能・機能を有すると判断されるものを4枚、計32GB以上搭載していること。	○ or ×		
(3) データ領域として、15,000回転の300GB以上の容量を持つHDDを2本以上有すること。筐体前面から抜差しが可能であること。	○ or ×		
(4) RAIDコントローラは2GB以上の不揮発性キャッシュメモリを有し、電源障害時のデータ消失から保護されていること。	○ or ×		
(5) 内蔵HDDに対して、ハードウェアによるRAID1を設定可能であること。	○ or ×		
(6) ネットワークインターフェースとして、1000BASE-T×2ポート以上を有すること。	○ or ×		
(7) 電源ユニットはホットプラグが可能であり、2基以上搭載すること。また、2メートル以上の電源ケーブルを2本含むこと。	○ or ×		
(8) 筐体前面及び背面に、VGAポート及びUSBポートを有すること。	○ or ×		
(9) 筐体は1U以内のラックマウントタイプとして、EIA規格の19インチラックに搭載可能であること。	○ or ×		
(10) 障害検知機能を有し、ネットワーク経由での遠隔監視が可能であること。	○ or ×		
(11) IPMI2.0に対応したリモート管理用コントローラを搭載し、OSの状態に依存せずにネットワーク経由でのサーバの管理/制御(電源管理、仮想コンソール/仮想メディア)が可能であること。また、専用のネットワークポートを有すること。	○ or ×		

(12) 筐体前面に、施錠可能なカバーを装着可能で、サービス状態や温度、マシン名を文字で表示可能なLCDパネルを有すること。	○ or ×		
(13) PCI Expressスロットごとにファンの回転数を決められる機能を持つこと。	○ or ×		
(14) システムセキュリティの観点から、BIOSやフォームウェアについて意図しない又は悪意のある変更から保護するため、これらのバージョンアップや設定変更を禁止する機能を持つこと。	○ or ×		
(15) 筐体前面に、保守管理用情報が記載された引出し式のラベルパネルがあること。	○ or ×		
(16) VCCI規格対応製品であること。	○ or ×		
② 計算ノード			
(1) 2Uに4ノードのサーバを集約可能な筐体であること。	○ or ×		
(2) 各ノードのプロセッサは、Intel社製 Xeon Gold 6230 (20Core, 2.1GHz, 27.5MB Cache)相当以上の性能・機能を有すると判断されるものを2基以上搭載していること。	○ or ×		
(3) 各ノードのメモリは、3200MT/s DDR4 RDIMM相当以上の性能・機能を有すると判断されるものを12枚、計192GB以上搭載していること。	○ or ×		
(4) RAIDコントローラは2GB以上の不揮発性キャッシュメモリを有し、電源障害時のデータ消失から保護されていること。	○ or ×		
(5) 内蔵HDDに対して、ハードウェアによるRAID1を設定可能であること。	○ or ×		
(6) 1ノード当たり、2.5インチHDDが最大6本割り当て可能であること。	○ or ×		
(7) 各ノードのストレージはデータ領域として、15,000回転の300GB以上の容量を持つHDDを2本以上有すること。筐体前面から抜き差しが可能であること。	○ or ×		
(8) 各ノードにBoot driveを内蔵可能であること。	○ or ×		
(9) 各ノードのネットワークインターフェースは、10G SFP+×2ポート以上を有すること。	○ or ×		
(10) 障害検知機能を有し、ネットワーク経由での遠隔監視が可能であること。	○ or ×		
(11) IPMI2.0に対応したリモート管理用コントローラを搭載し、OSの状態に依存せずにネットワーク経由でのサーバの管理/制御（電源管理、仮想コンソール/仮想メディア）が可能であること。また、専用のネットワークポートを有すること。	○ or ×		
(12) PCI Expressスロットごとにファンの回転数を決められる機能を持つこと。	○ or ×		
(13) システムセキュリティの観点から、BIOSやフォームウェアについて意図しないもしくは悪意のある変更から保護するため、これらのバージョンアップや設定変更を禁止する機能を持つこと。	○ or ×		
(14) 各ノードの背面に、保守管理用情報が記載された引出し式のラベルパネルがあること。	○ or ×		
(15) シャーシの前面にも、各ノードと同様にシャーシ管理用情報が記載された引出し式のラベルパネルがあること。	○ or ×		
(16) VCCI規格対応製品であること。	○ or ×		
③ 管理スイッチ			
(1) 1000BASE-Tポートを48以上及び10G SFP+ポートを4以上有すること。	○ or ×		
(2) コンソールポートを1つ以上有すること。	○ or ×		

(3) ラックマウントキットはレール式でラックへ簡単に設置が可能なこと。	○ or ×		
(4) スイッチング容量が176Gbps以上であること	○ or ×		
(5) IEEE802.1d、IEEE802.1w及びIEEE802.1sに準拠したスパニングツリー機能を備えること。	○ or ×		
(6) IEEE802.3adに準拠したリンクアグリゲーション機能を備えること。	○ or ×		
(7) VLAN内並及びVLAN間の通信に関わらず、L2、L3及びL4のアクセス制御機能を備えること。また、本機能を利用しても処理能力が要求性能を満たすこと。	○ or ×		
(8) 設定情報の更新及び動作状況の確認を行うために、sshによるリモートログインが可能であること。	○ or ×		
(9) VCCI規格対応製品であること。	○ or ×		
<b>④ 10GbEスイッチ</b>			
(1) 10G SFP+ポートを28以上及びQSFP28ポートを2以上有すること。	○ or ×		
(2) コンソールポートを1つ以上有すること	○ or ×		
(3) ラックマウントキットはレール式でラックへ簡単に設置が可能なこと。	○ or ×		
(4) スイッチング容量が960Gbps以上であること	○ or ×		
(5) パケット処理能力が720Mpps以上であること	○ or ×		
(6) 電源はホットスワップ対応であり1筐体内で冗長化すること	○ or ×		
(7) 冷却ファンはホットスワップ対応であること。また、吸気の向きを前面又は背面で選択できること	○ or ×		
(8) IEEE802.1d、IEEE802.1w、及びIEEE802.1sに準拠したスパニングツリー機能を備えること。	○ or ×		
(9) IEEE802.3adに準拠したリンクアグリゲーション機能を備えること。	○ or ×		
(10) ポートベースVLAN機能を備えること。IEEE802.1Qに準拠したVLANタグ機能を備えること。	○ or ×		
(11) 仮想ルータ機能（1つの筐体で複数の独立したルーティングテーブルを持つ機能）を搭載可能なこと。	○ or ×		
(12) VLAN内及びVLAN間の通信に関わらず、L2、L3及びL4のアクセス制御機能を備えること。また、本機能を利用しても処理能力が要求性能を満たすこと。	○ or ×		
(13) 設定情報の更新及び動作状況の確認を行うために、sshによるリモートログインができること。	○ or ×		
(14) 運用中に本装置の全体を停止することなく、ファームウェア及び設定情報の変更が可能であること。	○ or ×		
(15) VCCI規格対応製品であること。	○ or ×		
<b>⑤ 無停電電源装置</b>			
(1) 本システム用の無停電電源装置を42Uの19インチラックに搭載すること。	○ or ×		
(2) 規制庁にて準備する200V 100Aのブレーカを用いて導入する機器全ての電源を賄う	○ or ×		
<b>⑥ コンソール</b>			
(1) 19インチラックに搭載可能であること	○ or ×		
(2) 1Uサイズ以下であること。	○ or ×		
(3) 17インチ以上のモニター、キーボード並びにポインティングデバイス又はタッチパッドを備えること。	○ or ×		

⑦ KVM			
(1) 19インチラックに搭載可能であること。	○ or ×		
(2) サーバを切り替えて、コンソールと接続する機能を有すること。	○ or ×		
(3) 16ポート有すること。	○ or ×		
⑧ コンパイラ			
(1) Intel oneAPI 2021ベース & HPCツールキット (マルチノード) 2コンカレント・ライセンス相当の製品を有すること。	○ or ×		
(2) 契約期間中のライセンスを有すること。	○ or ×		
⑨ ウィルスソフト			
(1) 規制庁にて保有するTrend Micro Apex Centralで管理可能なウィルスソフトを全てのサーバ台数分有すること。	○ or ×		
(2) 契約期間中のライセンスを有すること。	○ or ×		
⑩ 共有ストレージ			
(1) RAIDコントローラは冗長されており、Active/Activeで動作すること。	○ or ×		
(2) RAIDコントローラは、16GB以上のライトバックキャッシュを搭載すること。ライトバックキャッシュは、RAIDコントローラ間でミラーリングされ、停電時にキャッシュデータを失わない機能を有すること。	○ or ×		
(3) RAIDコントローラは、書込みのI/Oパターンにより、キャッシュのライトバック/ライトスルーのモードを自動的に切り替える機能を有していること。シーケンシャルデータはキャッシュを介さず直接ディスクに書き込み、小さなランダムデータはキャッシュに書き込むことにより書込みの最適化及びキャッシュを有効利用が可能。	○ or ×		
(4) RAIDコントローラは、書込み時にチェックサムを付与し、読み込み時にチェックサムを使用してパリティ計算を行うことで、データ損失の検知・修復が可能なこと。本機能は読み込み時だけでなくバックグ	○ or ×		
(5) RAIDコントローラ当たり2ポート以上の10G BASE-SRポートを有すること。	○ or ×		
(6) 3.5インチドライブを合計90本以上の搭載可能なこと。	○ or ×		
(7) 後述の共有ファイルシステムを構成後の実効容量が450TB以上であること。本領域はRAID6 (8D+2P) 相当で保護されていること。	○ or ×		
(8) 25億以上のinodeを管理可能なメタデータ保存領域を有すること。本領域はSSDで構成され、RAID6 (4D+2P) 相当で保護されていること。	○ or ×		
(9) HDDで構成される領域に関しては、RAIDプール内の全てのドライブにスペア用領域を有すること。ドライブ障害が発生した際は、この領域に対してデータの再構築を行うことにより、再構築されたデータは複数のドライブに分散的に配置されること。	○ or ×		
(10) 1本以上のホットスペアドライブを有し、スペア用領域に再構築されたデータはホットスペアドライブに自動的に再配置されること。データの再構築時にスペア領域の空き容量が不足している場合、本ホットスペアドライブに対し、データの再構築が	○ or ×		
(11) Lustre メタデータサーバ (MDS) 及びオブジェクトストレージサーバ (OSS) 相当のファイルサービスを行うための仮想サーバがRAIDコントローラ上で動作すること。	○ or ×		
(12) RAIDコントローラの障害時にはファイルサービスがもう片方のRAIDコントローラ上の仮想サーバに自動的に引き継がれること。	○ or ×		

(13) 電源ユニットは冗長化されており、活 性交換が可能なこと。	○ or ×		
(14) ラック搭載時、4U以下に収納できるこ と。	○ or ×		
⑪ 共有ファイルシステムストレージ			
(1) Lustre相当の共有ファイルシステムで あること。	○ or ×		
(2) クライアントからのI/Oを複数Lustre OSSにまたがり同時に処理可能なこと。	○ or ×		
(3) 複数クライアント及びプロセスからの 同一ファイルに対するアクセスに対し排他 制御を行うこと。	○ or ×		
(4) ファイルシステムへのアクセスに特殊 なAPIが不要であり、POSIX APIに準拠して いること。	○ or ×		
(5) ファイルを配置するボリュームの数を ユーザが任意に指定することができ、ファ イルに応じてI/O並列数を設定できること。	○ or ×		
(6) 共有ファイルシステム用クライアント ソフトウェアを提供すること。なお、共有 ファイルシステム用クライアントソフト ウェアはLinux x86_64環境で利用可能であ	○ or ×		
(7) ユーザ、グループ及びプロジェクト (ディレクトリ) に対して使用容量の制限 が行えること。	○ or ×		
(8) クライアントがデータストレージに対 しデータを書き込む際にチェックサムを付 与し、データストレージがデータを受信時 にチェックサムを使用してパリティ計算を 行うことで各クライアントとデータスト レージの通信において、データ損失が無 いかを検知する機能を有すること。データ に損失があった場合、各クライアントから	○ or ×		
⑫ サーバラック			
(1) 42Uの19インチラックを有すること	○ or ×		
(2) 架台固定を実施すること。	○ or ×		
(3) 本調達で導入する全ての機器を搭載す ること。	○ or ×		
⑬ その他			
(1) Linux OSを各サーバへインストールす ること。	○ or ×		
(2) Intel コンパイラ及びIntel MPIの導入 設定を行うこと	○ or ×		
(3) ジョブスケジューラの導入設定を行う こと。	○ or ×		
(4) ウィルスソフトの導入設定を行うこ	○ or ×		
5.3 ソフトウェア及び計算環境			
以下の(ア)～(キ)に相当するソフト ウェア及び計算環境を提供すること。な お、各ソフトウェアのバージョン等の詳細 については、規制庁担当職員と別途協議の			
(ア) オペレーティング・システム			
オペレーティング・システムはLinux (CentOS 7相当)とする。	○ or ×		
(イ) C/C++コンパイラ			



ANSI/ISO 9899 1990(1992)上位水準が使用可能な商用(有償)C/C++コンパイラを導入すること。導入するコンパイラでは以下の機能が使用可能であることとする。 ・MPI1.2以上のMPI ・Open MP ・並列プログラム用プロファイラ ・擬似ベクトル計算用ライブラリ MPIライブラリは商用のソフトウェアを導入し、フローティングライセンスで同時に2名以上が利用できるようにすること。数値計算ライブラリについては(エ)参照。	○ or ×		
(ウ) FORTRANコンパイラ			
商用(有償)Fortran2003相当以上のコンパイラを導入すること。導入するコンパイラは以下の機能が使用可能であることとする。 ・MPI1.2以上のMPI ・Open MP ・並列プログラム用プロファイラ ・擬似ベクトル計算用ライブラリ MPIライブラリは商用のソフトウェアを導入し、フローティングライセンスで同時に2名以上が利用できるようにすること。数値	○ or ×		
(エ) 数値計算ライブラリ			
本システムには、並列化された以下の機能を提供できる商用のソフトウェアを導入し、フローティングライセンスで同時に2名以上が利用できるようにすること。 ・高速フーリエ変換 ・擬似乱数発生 ・基本行列演算 ・連立一次方程式の解法 また、並列化されたBLAS、LAPACK及びScaLAPACKが利用可能であること。	○ or ×		
(オ) 並列実行環境			
本システム上で、導入機器に最適化されたMPI1.2以上の並列実行環境を提供すること。	○ or ×		
(カ) ジョブ管理機能			
本システムを複数ユーザ・複数ジョブで効率よく使用するために以下に述べるジョブ管理機能を提供すること。 ・ジョブの割り当てとジョブ・キューイング機能を提供すること。具体的には、ジョブを投入する時に並列度を指定するのみで、本システム内の適切な数のコアを割り当て、ジョブを実行する機能を提供すること。また、ジョブ実行するための適切な数のコアが不足している場合、そのコア数が使用可能になるまで実行を待ち、可能な段階で自動的にそのジョブを実行するための機能を提供すること。キューは、実行数制限、実行時間制限、コア数制限、メモリ制限、実行プログラム制限、実行ホスト制限、優先度の属性を持つものとし、それら	○ or ×		
・ジョブ操作機能として、ユーザにジョブ確認、投入、キャンセルを行うためのコマンドライン・インタフェースを提供すること。キャンセルについては、自ユーザのジョブのみ可能であること。	○ or ×		
・ジョブ履歴出力機能として、CPU消費時間に基づく使用率を月別に出力できる機能を提供すること。	○ or ×		

<p>・解析ジョブの投入、実行状況の確認などを簡単に行うためのツールを提供すること。(シェルスクリプト等で構築して良</p>	<p>○ or ×</p>		
<p>(キ) その他</p>			
<p>グラフ作成ソフトウェア (ngraph及びgnuplot)、Python開発環境及び標準ライブラリなど、規制庁担当職員が指定するものを提供すること。</p>	<p>○ or ×</p>		

# (案) 契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、  
（以下「乙」という。）とは、「令和3～7年度システム安全研究部門安全解析用並列計算機システムの貸借及び保守」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 金 円

（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（契約期間）

第3条 契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

（監 督）

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

（完了の通知）

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

（検査の時期）

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴取することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物(以下「納入物」という。)の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
  - (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
  - (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
  - (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報(以下「保全情報」という。)が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者(乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
  - (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
  - (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

#### (損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。
- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

#### (保全情報の取扱い)

- 第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。
- 2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

#### (秘密の保持)

- 第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

- 第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- (1) 甲は、承諾の時に本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(著作権等の帰属・使用)

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

- 第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

- 第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

- 第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。
- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

## 特記事項

### 【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
  - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
  - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であつた者又は構成員であつた者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

### 【特記事項 2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表

者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。



本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号  
支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

※ 以下、仕様書を添付